

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 4 月 8 日

申請者 <sup>フリガナ</sup>氏名又は名称 <sup>カブシキカイシャ</sup>株式会社タケガミ電気水道  
 住所 奈良県橿原市久米町552番地の2  
<sup>フリガナ</sup>代表者氏名 <sup>ダイヒョウトリシマリヤク</sup>代表取締役 <sup>タケガミ マサキ</sup>竹上正記  
 電話番号 0744-28-1011  
 FAX番号 0744-28-1023  
 メールアドレス [takegami-ds@hb.tp1.jp](mailto:takegami-ds@hb.tp1.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)  
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。  
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 22 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 4 月 8 日

届出者

氏名又は名称 株式会社タケガミ電気水道  
住 所 奈良県橿原市久米町552番地の2  
代表者氏名 代表取締役 竹上正記



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	かぶしきがいしゃ たけがみ でんきすいどう 株式会社タケガミ電気水道		
住 所	奈良県橿原市久米町552番地の2		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <small>たけがみまさき</small> 竹上正記		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者	代表取締役 竹上督治	代表取締役 竹上正記	令和2年4月1日
役員	なし	取締役 竹上督治	令和2年4月1日
FAX番号	0744-28-1011	0744-28-1023	令和2年4月1日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

# 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 4 月 8 日

## 申請者

氏名又は名称	株式会社タケガミ電気水道
住 所	奈良県橿原市久米町552番地の2
代表者氏名	代表取締役 竹土正記



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県橿原市久米町 5 5 2 番地の 2  
株式会社タケガミ電気水道

会社法人等番号	1 5 0 0 - 0 1 - 0 2 2 2 2 5	
商 号	株式会社タケガミ電気水道	
本 店	奈良県橿原市久米町 5 5 2 番地の 2	
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。	
会社成立の年月日	平成 3 0 年 4 月 1 8 日	
目 的	1. 建設業・土木建築工事 2. 電気工事・電気通信工事・電気設備工事 3. 管工事・水道施設工事・水道設備工事 4. 住宅・店舗及び施設の設備及び機器の販売代理店業 5. 業務用及び家庭用電気製品の設備及び販売 6. 浄化槽設置工事 7. 前各号に付帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	1 0 0 0 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 8 0 0 株	
資本金の額	金 8 0 0 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役	竹 上 督 治
	取締役	竹 上 正 記
		令和 2 年 4 月 1 日就任
		令和 2 年 4 月 1 日登記
	奈良県高市郡明日香村大字立部 1 1 5 番地 代表取締役 竹 上 督 治	
		令和 2 年 4 月 1 日退任
		令和 2 年 4 月 1 日登記

奈良県橿原市久米町552番地の2  
株式会社タケガミ電気水道

	奈良県橿原市久米町552番地の2 代表取締役 竹上正記	令和 2年 4月 1日就任 ----- 令和 2年 4月 1日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成30年 4月18日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 4月 7日

奈良地方法務局橿原出張所  
登記官

土 井 哲 也



# 株式会社タケガミ電気水道 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社タケガミ電気水道と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設業・土木建築工事
2. 電気工事・電気通信工事・電気設備工事
3. 管工事・水道施設工事・水道設備工事
4. 住宅・店舗及び施設の設備及び機器の販売代理店業
5. 業務用及び家庭用電気製品の設備及び販売
6. 浄化槽設置工事
7. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県橿原市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

2 前項の承認機関は、株主総会とする。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第7条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第8条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により社長がこれを招集し、議長となる。

2 社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第15条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

#### 第4章 株主総会以外の機関

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役は、1名以上とする。

(代表取締役)

第17条 当社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名以上を定め、その内1名を社長とする。

2 当社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第19条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第21条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額)

第24条 当会社の設立に際して出資されるべき財産の価額は金800万円とする。

(発起人の氏名及び住所)

第25条 当会社の発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して割当てを受け、引き受ける株式数は、次のとおりである。

奈良県高市郡明日香村大字立部115番地

発 起 人 竹 上 督 治 普通株式 800株

(最初の事業年度)

第26条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成31年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第27条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社タケガミ電気水道のため、発起人の定款作成代理人たる行政書士及川健太が本定款を作成し、電子署名する。

平成30年 3月29日

発起人 竹上督治

上記定款作成代理人  
行政書士 及川健太

及川  
健太

電子署名  
者:及川  
健太  
日付:  
2018.04.0  
4 12:04:18  
+09'00'

## 同一の情報の提供

提供の日付： 平成30年4月6日

公証人：

藤田 義清



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

奈良県林業会館ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 17-1401000802000793

1 請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 藤田 義清

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

奈良県林業会館ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

2020年4月7日

この定款は原本と相違ありません。

奈良県橿原市久米町552番地の2

株式会社 タケガミ電気水道

代表取締役 竹

